

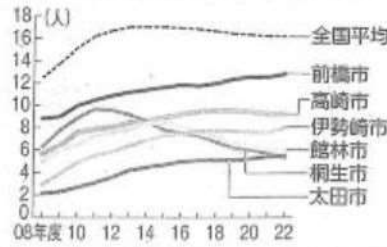
生活保護受給 10年で半減

桐生市 高い取り下げ・却下率

一部の生活保護受給者に保護費を満額支給せず、1日1千円で分割して渡していた桐生市で、生活保護の受給者数が過去10年に半減していたことがわかった。保護申請の取り下げや却下が多いことが背景にあるとみられる。桐生市は対応に問題はないとしているが、識者は「適切に運用されているか監査すべきだ」としている。

識者「適切か監査を」

ケースワーカーや有識者らで作る団体「生活保護情報グループ」から厚生労働省に開示請求した資料の提供を受けたほか、県や市の資料をもとに、データを分析した。



桐生市は人口1千人あたりの受給者数は2011年度には116.3人いたが、10年後の21年度には59.4人、22年度は54.7人とおよそ半減した。今年10月末時点では52.7人だった。

桐生市は11年度が9.7人だったが、22年度は5.3人まで減っていた。22年度は、県内で人口の多い6市(高崎、前橋、太田、伊勢崎、桐生、館林)の中で最も低かった。この期間で高崎や前橋などの数値が上がるなか、桐生は最も数値が下がっていた。22年度の全国平均(22年12月時点)は、16.2人だった。

桐生市で受給者が減っている要因の一つとみられるのが、生活保護申請に対する、申請を取り下げたり却下したりする割合(取り下げ・却下率)の高さだ。市によると、21年度は申請が56件あったうち、取り下げは5件、却下は27件で、取り下げ・却下率は57%だった。22年度は申請59件、却下12件で、この率は20%。

生活保護情報グループが県内全12市分のデータを把握している20年度と比較すると、太田(7%)、伊勢崎(9%)、高崎(10%)が1割程度なのに対し、桐生は43%で最も高かった。却下が多い理由については、桐生市の担当者は「境界層該当措置」を挙げ、年金など一定の収入があり、ぎりぎり生活保護が必要な生活水準にある「境界層」の人に対して、医療や介護保険などの負担を軽減することで保護が必要のない水準にする措置のことだ。

同市では、21年度は却下した27人中16人、22年度は12人中10人にこの措置をとっていた。却下40人のうち36人に適用していた17年度など、年間30人以上だった年も複数あった。

生活保護に詳しい立命館大の桜井啓太准教授は、桐生市の措置の件数が多過ぎるとして、運用に疑問を持つ。「措置を積極的に活用しているならば評価できることだが、これだけ多いこと、本来は境界層にあたらぬ、要保護状態の人にも措置を適用するだけで済ませているおそれもある。支給に関する市の判断過程は個人情報を含み、外部では確認できない。県や国による監査が必要ではないか」としている。(川村あゆみ)

分割支給 18年度以降17人

生活保護 桐生市長「深くおわび」

生活保護を1日1千円に分割支給していた桐生市で18日、荒木恵司市長が会見を開き、記録が残る2018年度以降に計14世帯(17人)へ分割支給していたと明らかにした。不適切な対応だったことを認め、「受給者のみなさまに深くおわび申し上げる」と謝罪した。17年度以前からあったこの職員の証言があるといい、来年1月に第三者委員会を立ち上げて調査するという。(川村きくら、柳沼広幸)

第三者委で調査へ

また、生活保護を担当する保健福祉部の助川直樹部長を31日付で総務部参事へ異動させるとした。

市はこれまで、分割支給は22年度以降に10世帯(10人)あったとしていた。一部は、支給の合計額が本来の半額以下だった。

市によると、今回は11月時点で支給中の469世帯と、18年度以降に支給を廃止した413世帯の計882世帯について調査。その結果、計14世帯(21年度3世帯、22年度4世帯、23年度7世帯)で分割支給が確認された。

記者会見冒頭に「受給者のみなさまに深くおわび申し上げます」として頭を下げる桐生市の荒木恵司市長(左から2番目)ら。桐生市役所



に1回が2世帯、月2回が1世帯だった。いずれも分

印鑑1944本 保護係が保管



桐生市が預かっていたという印鑑の一部(画像の一部を加工しています)

桐生市は、生活保護を担当する保護係に1944本の印鑑が保管されていたと明らかにした。市によると、受給者から預かり、代わりに押印するためのものだったとみられる。また2018年度以降で、職員が受給者の書類に同姓の別人の印鑑を押した例が、少なくとも86世帯分であったことも発表した。

受給者から預かる 同姓の別人に押印の例も

いたかは不明だが、11年にはすでに印鑑があったという。近年は新たに預かることはなかったが、保管されている同姓の印鑑を押すことがあった。受給者に無断の場合がほとんどだという。分割支給の時の受領簿や、受給者が保護費を多く受け取って返還する場合の書類などに使われていた。担当者は「受給者が亡くなった後、家族を追跡しても返還できなかったなどの理由が考えられる」とした。今後、保管している印鑑は一切使わないとしている。

会見では、公文書偽造にあたるのではないかとこの質問も出た。担当者は「事務処理上必要だと認識してしまっただけか今の段階では言えない」と明言を避けた。(川村きくら)

割について文書での同意は得ておらず、このうち11世帯では支給額が満額に届いていなかった。未支給額は約1万13万円で、いずれも市は事務処理上は支給したように扱い、金庫で保管していたという。

過去10年間で受給者が半減していたり、申請の取り下げや却下の割合が高いことなどについては、不適切な対応はなかったとした。

市は、今後は分割支給をせず、受給者への説明は書面化するなどの改善策を示した。また年内に内部調査

チームを作るほか、1月中旬には第三者委を立ち上げる。

究明を求め声明

司法書士会など4団体

群馬司法書士会と県社会福祉士会、県精神保健福祉士会、群馬弁護士会の4団体は18日、共同声明を発表した。

桐生市が生活保護費の一部しか支給しなかったことなどについて、生存権を定めた憲法25条や生活保護法の規定に反する疑いがある

とし、調査と原因究明を求めた。

司法書士会の仲道宗弘副会長は、「分割支給の問題だけでなく、過去10年で生活保護受給者が半減していることや、保護申請の取り下げや却下が多いのはなぜか。他市と何が違うのかも調査してほしい」と話した。

別人書類 勝手に押印

86件 市職員、預かった受給者印で

桐生市の生活保護費問題



会見で頭を上げる荒木市長(左から2人目)ら市幹部

点検した結果、分割支給は14世帯あり、月ごとの満額を支給せず保護費を市の金庫に保管していたケースが、11世帯で計約67万円分あった。67万円は追って支払ったが、市は会計上は1カ月ごとに全額支払ったことにしていた。

長年にわたり受給者の印鑑を預かり、現時点で1944本を福祉課が保管して

いることも判明。同姓の別人の印鑑を使用し、受給者に無断で受領簿などの書類を作成したケースが計86件あったと明かした。小山貴之福祉課長は「事務処理上必要だったのではないかと説明したが、他人の印鑑を無断で押印したことや、大量の印鑑がいつから蓄積されたのかなどについてはこれから調査することとなる

ので回答は避けたい」と繰り返した。

荒木市長は「責任者として深く反省する。組織に課題があったと認識している」と述べた。不支給だった世帯には今後謝罪する。

保健福祉部以外の職員でつくる内部調査チームで調べ、1月に第三者委員会を立ち上げて検証する。

群馬弁護士会副会長の門馬義昭弁護士は、同意のない印鑑の押印や書類の作成は、虚偽公文書作成容疑に当たる可能性があると言明。聞いた事がない事例。第三者委員会ですっかり調査すべきだ」と述べた。

問題を受け、群馬司法書士会、県社会福祉士会、県精神保健福祉士会、群馬弁護士会の4団体は18日、受給者の生存権を守り、適法に生活保護を実施することを目指す共同声明を発表した。司法書士会の仲道宗弘副会長は「徹底して原因究

前橋テルサ事業提案型公 優先交渉権者決

3月から休止している前橋市の前橋テルサの利活用を巡って市は18日、土地と建物の売却に向けて実施していた事業提案型公募の結果、優先交渉権者が決まらなかったと明らかにした。

今後は前橋商工会議所と連携し、施設内の設備ごとに運営事業者を分けることも検討しながら、活用に向け

点検した結果、分割支給は14世帯あり、月ごとの満額を支給せず保護費を市の金庫に保管していたケースが、11世帯で計約67万円分あった。67万円は追って支払ったが、市は会計上は1カ月ごとに全額支払ったことにしていた。

長年にわたり受給者の印鑑を預かり、現時点で1944本を福祉課が保管して

ので回答は避けたい」と繰り返した。

荒木市長は「責任者として深く反省する。組織に課題があったと認識している」と述べた。不支給だった世帯には今後謝罪する。

保健福祉部以外の職員でつくる内部調査チームで調べ、1月に第三者委員会を立ち上げて検証する。

群馬弁護士会副会長の門馬義昭弁護士は、同意のない印鑑の押印や書類の作成は、虚偽公文書作成容疑に当たる可能性があると言明。聞いた事がない事例。第三者委員会ですっかり調査すべきだ」と述べた。

問題を受け、群馬司法書士会、県社会福祉士会、県精神保健福祉士会、群馬弁護士会の4団体は18日、受給者の生存権を守り、適法に生活保護を実施することを目指す共同声明を発表した。司法書士会の仲道宗弘副会長は「徹底して原因究

3月から休止している前橋市の前橋テルサの利活用を巡って市は18日、土地と建物の売却に向けて実施していた事業提案型公募の結果、優先交渉権者が決まらなかったと明らかにした。

今後は前橋商工会議所と連携し、施設内の設備ごとに運営事業者を分けることも検討しながら、活用に向け

た協議を進めた。利活用を賃貸か売却かで事業提案したが、今年、優先権者が決まらずに6、10月に生

桐生市による生活保護費の不適切支給に関する問題で、市は18日、記録が残る過去5年余りで14世帯17人に生活保護費を分割支給し、このうち11世帯14人には月ごとに決められた保護費を満額支払わず、計約67万円分が不支給だったと明らかにした。市福祉課が受給者の印鑑1944本を保管し、市職員が別人の書類に勝手に押印するケースが86件あったことも公表。市は1月に、外部有識者を招いた第三者委員会を立ち上げて検証する。

11世帯14人 67万不支給

荒木恵司市長は18日開いた会見で、生活保護事業を所管する助川直樹保健福祉部長を12月末に総務部付きに異動させることを明らかに

にした。職務は森山亨大副市長が兼務する。

市によると、記録が残る2018年4月から今年11月まで、計882世帯分を



前橋で初氷

26日遅く 平年より

県内は18日、上空に寒気が入り込んだ影響などで気温が下がり、前橋で初氷を観測した。前橋での初氷の観測は平年より26日遅く、昨冬より1日早かった。前橋市福祉課では同日朝、民家の庭の水たまりに氷が張り、写真、児童が白い息を吐きながら登校していた。

前橋地方気象台によると、初氷が12月に観測されるのは6年連続。同日の前橋の最低気温は氷点下0.4度。桐生は同1.7度、上里寛(高橋)は同1.5度で、県南部も冬本番の寒さとなった。県内13観測地

点のうち7地点で、この冬の最低気温を更新した。日中の気温は16日と比べ

て各地で10度前後も下がった。今後も寒暖差に注意が必要で、気象台は「日々の天気予報を確認し、体調管理に気を付けてほしい」と呼びかけている。

19日は曇りで、予想最高気温は前橋8度、みなかみ6度。県北部では21日以降、雪が降る可能性がある。(文 真下達也、写真 山田浩之)

18日午前、高崎市上豊から煙が出た。女性からあった。鉄骨1トの2階へ

前代未聞、受給者の認め印 1944 本

職員が預かり勝手に押印 生活保護不適切支給の桐生市



群馬県桐生市が生活保護受給者から預かっていた認め印の一部 = 18日、桐生市役所で
© 東京新聞 提供

生活保護費の全額を支払わず、1日1000円の日割りや1週間1万円の週割りにするなどの不適切な支給が発覚した群馬県桐生市で、福祉課が受給者の認め印を預かり、職員が書類への押印に使っていたことが分かった。18日の荒木恵司市長の定例記者会見で市側が明らかにした。

◆長年の慣行か、説明も預かり証もなし

書類への押印は本来、受給者が自らで行う必要があるが、福祉課では1944本の認め印を預かり、2018年度から今年11月末にかけて、86世帯分の受領証などへの押印に使っていた。このうち少なくとも1件は受給者に無断で押印していた。預かっていた認め印の本数は、11月末時点での市の生活保護受給者（527人）数を上回る。

小山貴之福祉課長は「来所がしにくいなどさまざまな事情で預かったと考えられるが、不正が行える余地を残す。正しい運用とは言えなかった」と説明し、今後は使用しないとされた。認め印は生活保護の開始時に預かっていたといい「いつごろから実施しているかはっきり

しない。現在は、新たには預かっていない」と述べた。課内で長年の慣行だった可能性があり、受給者に対しては具体的な説明をせず、預かり証も作っていなかった。

◆分割支給も新たに 4 件判明

また、市は 22、23 年度に計 10 件の分割支給があったと市議会に報告したが、18 年度分以降の調査で 21 年度以降にさらに 4 件の分割支給が判明し、計 14 件に上ったことを明らかにした。17 年度以前の資料は、保存期限を過ぎているため存在しないとした。

荒木市長は会見で「受給者と市民の皆さまに深くおわびします」と謝罪し、実態調査と原因究明のため、内部の調査チームを年内、第三者委員会を来年 1 月中にそれぞれ立ち上げる方針を表明した。(小松田健一)

◆「市には自浄作用を期待できない」

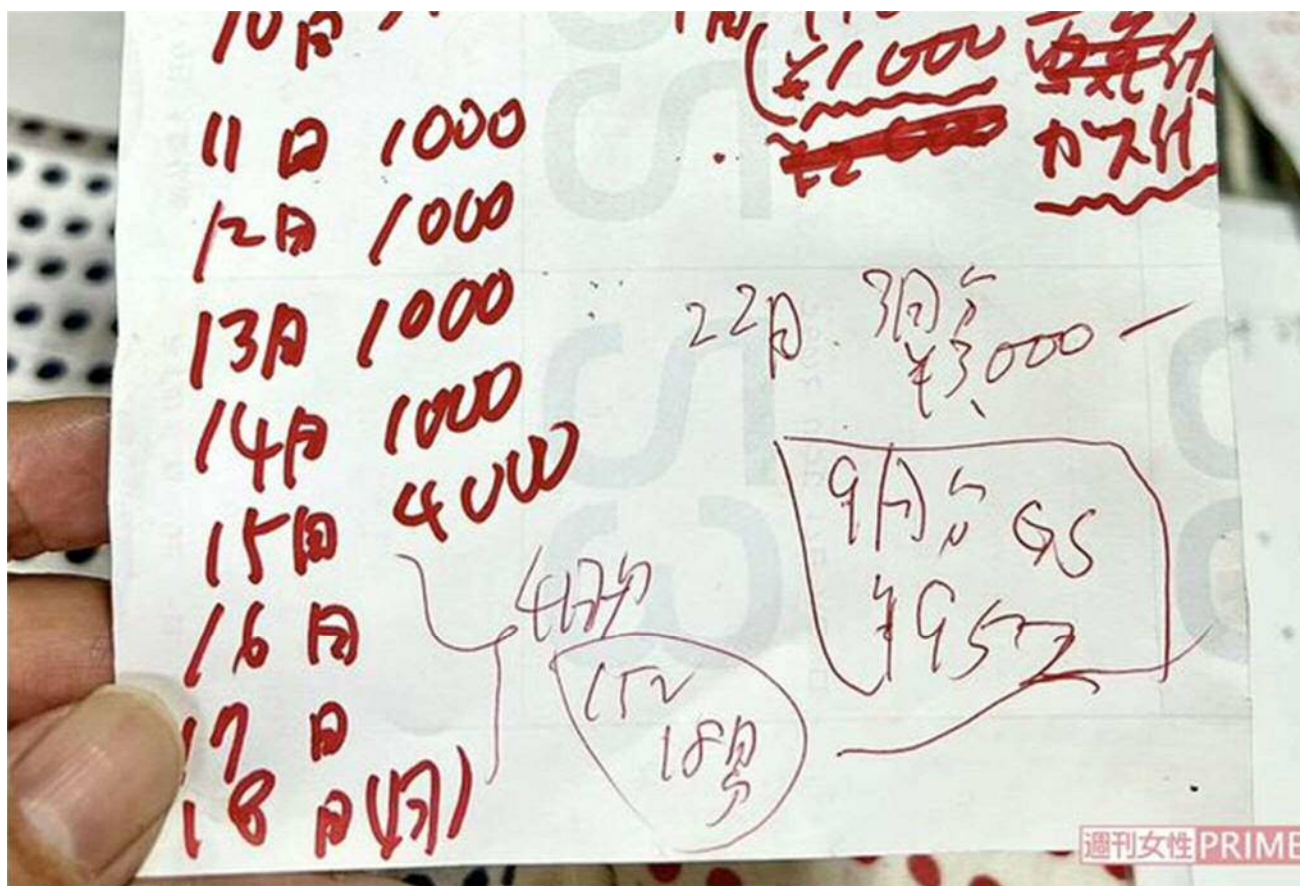
桜井啓太・立命館大准教授（社会福祉学）の話 1000 本を大きく超える印鑑を保管していたのは聞いたことがない。本当に本人へお金が渡ったのかを確認できないので、行政組織の信頼性にかかわる問題だ。前例踏襲で思考停止に陥っていたのではないか。市には自浄作用を期待できないので、法や生活保護の実務に精通したメンバーによる第三者委員会で徹底的な究明が必要だ。

【独自】「支給額 1 日 1000 円」は、まるで嫌がらせ！

憲法・生活保護法を無視した群馬県桐生市の深い闇

小林美穂子

12/8(金) 6:02 配信 週刊女性 PRIME



群馬県桐生市に生活保護申請をした男性がメモした少なすぎる“保護費”（写真／男性提供）

生活保護を受けることは罰なのだろうかー。群馬県桐生市に住む 50 代の男性は生活保護の決定通知書を受け取るも、福祉事務所が渡したのは、わずか 2000 円だけだった。一体、何が起きたのだろうか。

生活困窮者の支援活動を行う『つくろい東京ファンド』の小林美穂子氏が、その全容を語る。

群馬県桐生市で 7 月 26 日に生活保護申請をした 50 代男性は、8 月 18 日ようやく生活保護の決定通知書を受け取ることができた。そこには月額的生活費が 7 万 1460 円と記載されていた。ようやく何とか生きていける……安堵したのも束の間、桐生市福祉事務所が男性に渡したのは 7 万円ではなく、週末を過ごすための 2000 円だった。

その後も全額支給されることはなく、ハローワークでの求職活動のハンコを見せて、ケースワーカーから一日 1000 円ずつ手渡される日々が続くことになる。男性が桐生市から受け取った保護費は、8 月が 3 万 3000 円、9 月も 3 万 8000 円のみと、本来の基準の半分程度だった。

生活保護の基準額は、健康で文化的な最低限度の生活を保障するために国が定めている金額だ。相談

を受けた司法書士の仲道宗弘氏が、11月12日に男性と市を訪ねたことで、はじめて累積していた未支給分の13万4180円が男性に支払われた。

嫌がらせ以外にどんな意味があるのか？

福祉事務所が相談者の保護申請を阻止しようとする水際作戦や、暴言や虚偽の説明等の不適切な対応を、筆者は普段からよく見聞きするし、相談されることも多い。

しかし、その中でも今回表出した群馬県桐生市の一件は群を抜いている。

その対応は受給者に精神的、肉体的苦痛をこれでもかと味わわせるものであり、極めて悪質な人権侵害行為であるだけでなく、憲法25条や生活保護法にすら背を向けた対応だからだ。

桐生市福祉課の小山貴之課長は報道に対し、「受給者の事情に沿って対応している。本人の同意を得て分割し、決定額に満たなかった分を市が預かったという認識だ。申し入れは真摯(しんし)に受け止める」と答えた。

しかし男性自身は同意をした覚えはない。「うちはこういうやり方だから」と頭ごなしに言われたという。申請する側と、決裁権がある福祉事務所側、圧倒的な力の差がある中で、果たして申請者に選択肢などあったらどうか？

市の担当者はまた、「分割支給に関して本人に口頭で説明し、了解してもらえたと思っていたが、理解を得られていなかったことが要請書によりわかった。今後は受給者との相談や決定事項を書面化して理解を求めるなど検討していきたい」と話したらしいが、そうじゃない。分割支給の同意がどうのこうのという話ではないのだ。満額支給していなかったことが問題なのだ。

ハローワークの押印を確認して手渡す千円札

仲道司法書士が男性とともに桐生市を訪れて交渉した際、「一括支給するとすぐに使ってしまうので、生活指導の意味を込めて求職活動を毎日行うことを指導したうえで支給していた」と市側から説明されたそう。厚生労働省保護課も「事情に応じて分割支給する例はある」と朝日新聞の取材に答えている。

確かに、受給者の事情に応じて分割支給するケースはある。しかし、なぜ市も厚労省も、満額支給していなかった点について口をつぐんでいるのだろう。問題の本質は、いち自治体が国の憲法を勝手にねじまげ、生活保護受給者の「生存権」を脅かしたことにあり、深刻で重大だ。



桐生市長へ宛てた生活保護の運用の改善を求める要請書

今般、桐生市で生活保護を受給する50歳の男性が、約2か月間におわって、生活保護法で定められた生活扶助費を全額支給されていなかった事実が判明した。この男性は、令和5年7月26日に、桐生市福祉事務所において生活保護を申請し、同年8月18日から保護費を受給していたが、桐生市は、この男性に対し、支給開始日から生活扶助費を1日1,000円ずつ窓口で手渡しして支給していたものである。しかも桐生市は、この男性に、毎日ハローワークで求職活動することを強押し、ハローワークに行ったことを確認してから窓口で1,000円ずつ支給していたことも明らかになっている。この男性に本来支給される生活扶助費は、月額約7万円であるが、1日1,000円ずつ支給される生活扶助費では、1か月で3万円程度にしかならず、生活保護法が規定する生活扶助費を大きく下回ることになる。そのため、当委員会が、本年10月12日に、この男性とともに桐生市福祉事務所で未支給分の生活扶助費の支給を求めたところ、桐生市は、未支給分の生活扶助費134,180円をこの男性に支払っている。

この点、日本国憲法25条は、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と規定し、これを受けて生活保護法は、要保護者の年齢、性別、世帯構成別、所在地域別その他の必要な事項を考慮した厚生労働大臣の定める基準をもとに、生活保護の基準を厳格に定めている(生活保護法9条、同8条)。このように決定された生活扶助費について、これを下回る金額を支給すること、そして、その支給を一定の条件にかかわらず、いづれも憲法25条及び生活保護法に反するものである。

生活保護の実施機関である都道府県知事や市長らは、法の定めるところにより、生活保護を決定しかつ実施しなければならない責任を負う(生活保護法19条1項)。貴殿は、生活保護の実施機関として、日本国憲法および生活保護法に規定する生活保護基準を逸脱することなく、桐生市において憲法に生活保護を実施する責任を負っている。それにもかかわらず、今般の事例において桐生市は、この男性に対し、約2か月近くにおわって生活保護法で規定された生活扶助費の約半分の金額しか支給せず、生活保護水準を大きく下回る生活をこの男性に強いている。これに加え、桐生市は、この男性に毎日ハローワークで求職活動することを求め、1日1,000円的生活扶助費の支給をこれに条件づけるかのような対応をしている。これらの点で、桐生市の生活保護の実施は、憲法25条及び生活保護法に反するものであり、その実施機関としての貴殿の責任は、誠に重大であると言わなければならない。

さらに、桐生市が、この男性に際してこうした違法な対応を行っている理由が見当たらないことから考えれば、桐生市は、生活保護受給者に対し、こうした違法な対応を広く行っているのではないかと懸念を抱かざるを得ない。

以上から、当会は、貴殿に対し、桐生市が実施する生活保護について、憲法25条及び生活保護法で規定された生活保護基準を逸脱することなく憲法に運用するよう、その改善を強く求めるものである。

以上

東京新聞によると、群馬県の地域福祉推進室は「(自身で管理が難しい人に対して)週1回などはありうるが、毎日手渡すというのは社会通念上不適切」と指摘。満額支給を含め、生活保護法に沿った対応をするよう市に電話で伝えた。

つまり県は「桐生市が生活保護法に沿った対応をしていなかった」と暗に認めているわけだが、ならばなぜ生活保護法に違反していると言えないのだろうか。

例えば男性が「私は1000円でいいですよ」と言ったとしよう。そのとき、福祉事務所はどう対応すべきか?「生活保護の基準額は、憲法25条が定めた健康で文化的な最低限度の生活を保障するものなので、憲法上、また生活保護法上、私たちはそれを下回る生活をさせるわけにはいきません」と言わなければいけない。

「なんでだんべえ?ずぶの素人にはわかりっこなかった」

報道によれば、50代のこの男性は中学卒業後に建築関係などの仕事を転々としてきたが、事故に遭ったり、結核を患ったこともあり、働く意思があっても思うように働けなくなった。また、男性を支援している司法書士の仲道氏によれば、男性には糖尿病の持病もあり、歩くのに不自由しているのだという。仲道氏は言う。

「市の担当者は、『この人はお米を買いにスーパーに行けるんだから歩けなくはない』って言うんですけど、米を買いに行くのなんて月一度くらいなわけですよ。なのに、毎朝9:00~9:30にハローワークに行けと言われ、彼は家からバスの停留所まで歩いて、バスに乗ってハローワークに行って、毎日行ったところで更新されもしない求人情報を見て、相談して、それから市役所に行って千円もらって、あまりにもひどいですよ」

一日1000円しか保護費が渡されないことについて男性は「なんでだんべえ?」と担当ケースワーカーに聞いているが、ケースワーカーの説明は「いきなり法律の話をしてきてズブの素人にはわかりっこなかった」と答えている。

男性は節約のため夜にスーパーへ行き、割引シールが貼られた総菜などで食事をすませた。アパートにゴキブリが出て、一日1000円では駆除する殺虫剤は買えなかった。

光熱費は請求書を持参するとその分が支払われた。しかし、決定時に2000円渡されただけで光熱費の話もされなかったため、例年のない猛暑の中、エアコンもほとんど使わず、まったく健康でも、文化的でも、最低限度ですらない日々を過ごした。

8月の合計支給額が光熱費も入れて3万3000円なのはそのせいだ。群馬の夏は暑い。特に今年の夏は暑かった。桐生市の8月の猛暑日(35°C以上)は24日間もあり、最高気温は39.7°Cに達している。男性が熱中症で亡くならなかったのは不幸中の幸いといしか言いようがない。

「フルタイムの仕事に就かなければ、生活保護を打ち切る」

男性は「仕事を毎日探しても、パートタイムしか見つからなかった。ケースワーカーには『フルタイムの仕事に就かなければ、生活保護を打ち切る』と言われた」と記者会見で明かしている。

都会に住んでいる人には想像できないかもしれないが、群馬県の移動の足は自家用車が一般的だ。

一般財団法人 自動車検査登録情報協会が公表している 2023 年の都道府県別の自動車普及状況を見ると、「一人当たりの台数」は群馬県が 1 位。一家に一台どころか、一人一台持っていないと生活するのに窮する地域だと言える。

筆者は群馬県出身なのでその不便さは骨身に沁みている。主要の駅まで電車でたどり着いたところで、その先の移動手段に困ってしまうのだ。実家近くまで行くバスは、一時間に一本あれば良いほどだし、入院した親族を見舞おうとしたら、目的地まで行くバスの空白時間帯に当たってしまい、途方に暮れたこともある。車がなければ非常に不便な土地柄なのだ。

男性は車を持っていなかった。前橋市や高崎市ならともかく、桐生市で、持病を抱え、車を持っていない彼に、そう簡単に正社員の仕事は見つからない。

しかも一日 1000 円の支給では「餓死しない」程度の日常しか得られない。その状態でどんな就労活動が可能になるのだろうか。

今回明らかになった桐生市の対応の問題点は多い。

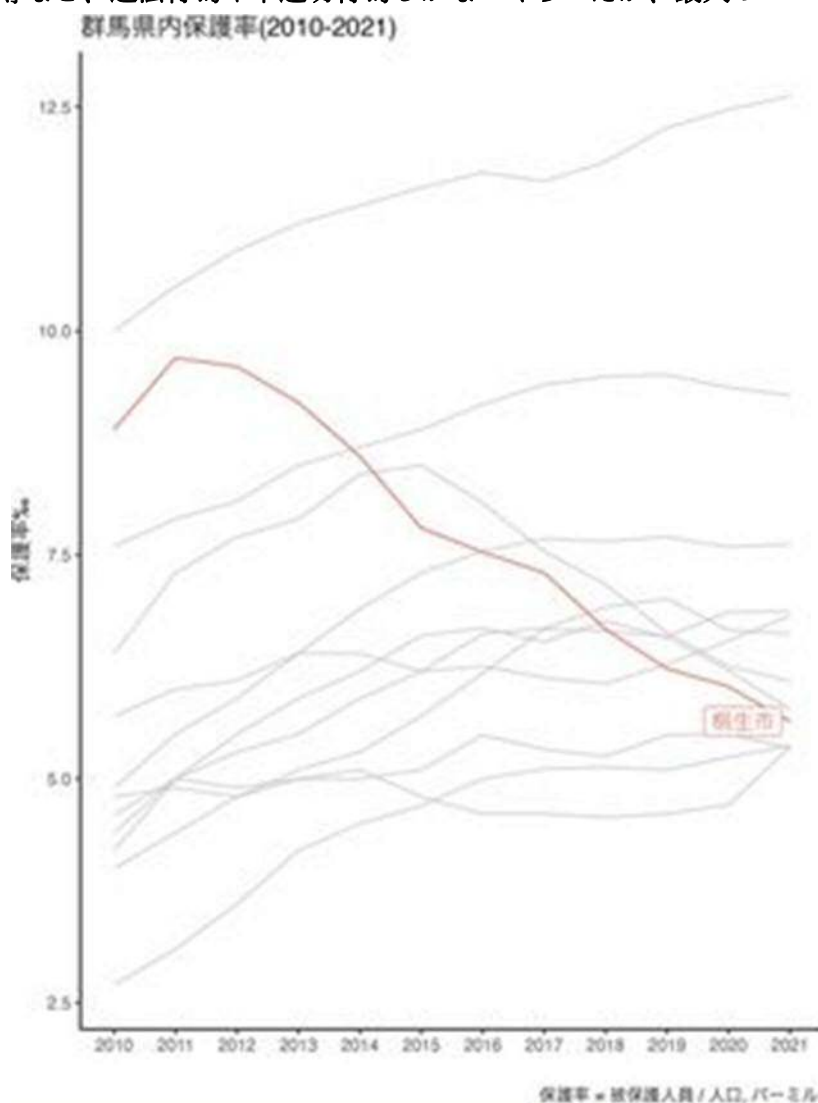
説明義務を怠っていることや、法が定めた額を支給しなかったこと、屈辱的な支給の仕方、受給者に負担だけをかけた非合理的でしかない就労指導など、違法行為や不適切行為しかないくらいだが、最大の問題は、受給者に支給しないで市でプールしていた保護費をどうするつもりだったのか？ということだ。

データが語るもの

未支給額が一定額に達したときに、受給者に支給する代わりに保護を廃止にするのではないかという疑念はあるグラフを見たときに芽生えた。

「生活保護情報グループ」という現場経験者などから構成される有志の自主的研究グループが、群馬県内の 2010-2021 年の保護動向をまとめてグラフにしたものだ。

桐生市の保護受給者は 2011 年の 1163 人をピークに、2021 年 12 月時点で 589 人にまで減少している。館林市を除く他の自治体のほぼすべてが増加している中、桐生市と、桐生市を追いかけるように保護率を減少させている館林市が目立つ。



群馬県内福祉事務所（市部）保護の申請、開始等の状況（2020年度）

実施機関名	保護申請数	保護開始数	申請却下数	取下げ数	却下・取下率
前橋市	401	369	16	29	11.2%
高崎市	376	347	24	12	9.6%
桐生市	70	40	27	3	42.9%
伊勢崎市	198	172	12	6	9.1%
太田市	139	130	8	1	6.5%
沼田市	40	27	9	3	30.0%
館林市	59	50	9	2	18.6%
渋川市	64	52	8	4	18.8%
藤岡市	54	40	9	4	24.1%
富岡市	51	33	13	3	31.4%
安中市	51	39	7	5	23.5%
みどり市	40	35	4	1	12.5%
群馬県市部 計	1543	1334	146	73	14.2%
【参考】東京23区	21,206	20,079	570	454	4.8%

もっと異様な表もある。その表によれば、桐生市では生活保護申請をした人の4割以上が却下されたり、自ら取下げているということになる。

「生活保護の申請は国民の権利」と厚労省はホームページでも謳っているが、実際に福祉事務所の窓口を訪れてもインテークと呼ばれる詳しい聴き取りが行われ、なかなか申請書は出てこないのが現状だ。

その中で申請が為されているということは、ほぼ要件を満たしていると判断されたからの筈である。なのに、なぜこれほどまでに却下になるのだろうか。同年の東京23区の却下率が4.8%であることを考えると、その異様さが顕著になる。

群馬全体で却下・取下げ率は高いが、桐生市はその中でも抜きん出ている。保護申請者の少なさにも目を見張る。これだけ少ないのなら、却下・取下げをされた30世帯の却下理由を一つひとつ調べることは容易いことだろう。

却下は適正だったのか、取下げは強要されたものでなかったか、調査する必要がある。

それにしても群馬県全体の保護申請者数の少なさにも愕然とした筆者は、厚労省が発表している令和3年の都道府県別保護率を調べてみたところ、他都道府県に比べて群馬はやはり低くて0.77%（全国41位）、全国の保護率平均1.63%の半分以下だった。

新たななる被害者、1週間に1万円

桐生市の対応が可視化されたのち、新たに週1万円しか支給されなかったケースが発覚した。この男性も50代、今年6～10月に週払いで分割支給を受け、1か月当たりの総額は支給決定額の半分程度だった。

仲道氏によれば、この男性の部屋は窓ガラスが割れて、給湯器も壊れていてお湯が出ない状態だったという。桐生市はその修理費を「出ない」と虚偽の説明をしていた。男性は、サッシに段ボールを貼って凌いでいたが、最近は朝晩の寒暖差が厳しい。夕方になると段ボールを貼った窓から冷気が忍び込んで部屋全体を冷やした。この方も仲道氏が介入したことで、未支給分が一気に支払われた。

群馬司法書士会にはその後も相談が入り続けており、当会では事案の詳細の把握に努めている。前述の二人の男性は現在、弁護士と相談して国家賠償請求訴訟を検討しているという。

11月30日、荒木恵司桐生市長はコメントを出し「市民の皆さまに多大なるご迷惑、ご心配をおかけしたことを深くおわび申し上げます」と謝罪した。しかし、当事者に謝罪や面会をしたわけでもなく、事実の検証を約束したわけでもない。

桐生市や近隣地域で同様の対応をされた方、申請を却下されたり、取下げを強要された方たちは、群馬司法書士会の無料電話相談を活用してほしい。桐生市のしたことは私たちみんなの「生存権」を脅かす対応だからだ。

誰も好んで生活困窮するわけではない。生活保護を受給して嫌がらせを受けるいわれもない。桐生市の対応改善のために当事者の方々と一緒に声を上げていきたい。

小林美穂子（こばやしほこ） 1968年生まれ、『一般社団法人つくろい東京ファンド』のボランティア・スタッフ。路上での生活から支援を受けてアパート暮らしになった人たちの居場所兼就労の場として設立された「カフェ潮の路」のコーディネイター。幼少期をアフリカ、インドネシアで過ごし、長じてニュージーランド、マレーシアで働き、通訳職、上海での学生生活を経てから生活困窮者支援の活動を始めた。『コロナ禍の東京を駆ける』（岩波書店／共著）を出版。

「外国人だから雑に…」親族間暴力で避難の女性 生活保護決定も支給大幅遅れ

桐生市は不手際認める

2023年12月12日 13時17分 東京新聞

群馬県桐生市が生活保護費を分割して満額支給しなかった問題をめぐり、今年9月から生活保護を利用している市内に住む外国籍の60代の女性が、に応じた。最初に窓口を訪れた際は申請ができ定後は支給が大幅に遅れたと明かし、「助けてなので文句を言えなかったが、もう少し親身にしかつた」と振り返る。市も対応が一部不適切を認めた。(小松田健一)



本紙の取材
ず、保護決
もらう立場
対応してほ
だったこと

桐生市役所

◆担当者「荷物の移動完了までは…」

女性によると、夫が昨年1月に病死後、同居する夫の親族から暴力を受けたり、台所や風呂、トイレなど共用部分へ通じる部分に鍵付きのドアを取り付けられて使用できなくされたりした。「知的障害がある長男は精神的に不安定となってしまった」と語る。

5月に最小限の身の回り品を持って桐生市内のアパートへ避難した。収入は自身の年金や長男の障害年金だけで生活に困窮し、8月初旬に市役所へ生活保護の相談に行った。しかし、担当者から「旧宅から荷物の移動が完了するまで生活保護は実施できない」と告げられ、申請できなかった。

女性を支援する上村昌平弁護士は、この対応について「親族間暴力からの避難は旧宅に荷物を残しているのが通常。あたかも二重の居住実態があるかのように、受給ができないかのような説明をしたのは問題だ」と指摘する。

◆市は「水際作戦」を否定

上村弁護士が市とやりとりして9月26日に申請。10月25日に保護決定が出たが、9月分の保護費が支給されたのは23日後の11月17日と大幅に遅れた。10、11月分の支給は11月27日だった。

市は支給が遅れた理由を「年金額が未確定のため、収入認定額を確定できない状態で支給すると後日に保護費の返還の問題が生じる」などと説明したという。上村弁護士は「女性にしてみれば、いつになったら保護が受けられるか分からない不安定な状態で長期間放置された」と話す。女性には持病があり就労は困難な状態で、生活保護が頼りだ。「外国人だから雑に扱われたのだろうか」という気持ちはあります」とため息をついた。

桐生市の小山貴之福祉課長は、支給が遅れた点について本紙に対し「保護決定が出たら速やかにお支払いしなければならなかった。不手際があった」とコメントした。その上で「事情を聴いた上で他の支援制度が良いと判断すれば、そちらを案内することもある」として、窓口で申請を拒むいわゆる「水際作戦」は否定した。

◆日割りの支給など行わないよう通知 県が福祉事務所に

県健康福祉課は県内 17 の福祉事務所に対し、生活保護費の利用者が毎日来所しての支給や、一部を預かるといった運用をしないよう求める通知を出した。7 日付。

また通知では、真に分割支給が必要な利用者に対しては、毎週、半月ごとなど適切な頻度で 1 カ月分が満額となるような金額を設定し、口頭ではなく書面に目的と頻度、金額を明記して利用者の同意を得ることとしている。

このほか、窓口で保護費を支給する場合、何らかの条件を付けたような誤解を与えることは厳に慎むよう求めた。桐生市が 50 代男性に 1 日千円を支給する際、ハローワークでの毎日の求職活動を条件としたことを念頭に置いたとみられる。(小松田健一)

1日千円支給「なんでだべ」

桐生市生活保護費

ハローワークの判子、職探しの証拠に

桐生市から生活保護を受けている50代の男性は今年7月に支給が決まった後、約2カ月間、ハローワークに通ったことを証明して一日に1千円ずつ支給されていた。通常、生活保護費は1カ月分支給される。市は「本人の同意を得た」と説明するが、男性は「確認されたことはない。おかしいとは思っていた」と市の対応に不信感を抱いていたという。

支給満額に届かず

男性は21日、支援を受ける群馬司法書士会の仲道宗弘副会長と市役所で会見した。男性は複数の持病があり、定職に就くことが難しかった。

7月に生活保護を申請して支給が決まったが、職員から「あなたの場合は一日1千円ずつ」と言われた。「なんでだべ。1千円じゃ生活できない」と疑問を示して理由を聞いたが、「いきなり法律をうたってきて、ずぶの素人には分かりっこなかった」と憤った。ハローワークへ通うために購入した定期券を使い、毎日職探しに出た。ハローワークで判子をもらってか

ら、市役所へ徒歩で移動して証拠として判子を見せる。すると窓口で現金1千円を渡された。夜になればスーパーへ行き、半額シールの貼られた総菜を買って生活を切り詰め、一日1千円の生活を続けた。ハローワークでパートの職が見つかったこともあったが、書類で落とされ、面接まで進まなかった。

7月の支給開始から8月までは9万3290円支給されるべきところ、支給したのは3万3千円。9月は7万1460円に対し、受け取ったのは3万8千円にとどまっていた。10月までに本来は23万7180円を

受け取るはずが、10月11日までに男性が得たのは10万3千円。

10月12日、仲道副会長の指摘を受けて、市は不足分の13万4180円を男性に渡した。11月分は全額を受け取った。

仲道副会長は「ラジオ体操のように毎日判子をもらわせて、おかしい」と厳しく批判する。群馬司法書士会がこの日、市に出した要請書では「生活保護水準を大きく下回る生活を男性に

強いている」「憲法および法で規定された生活保護基準を逸脱することなく適法に運用するように、改善を強く求める」とした。

仲道副会長はまた、「桐生市内には男性のように（正しい額が）未支給となっている人がいるかもしれない。理不尽な思いをしているならぜひ相談してほしい」とした。

厚生労働省保護課によると、受給者が認知症の場合など事情に応じて分割支給する例はあるという。今回の件について「保護費を先に渡した上で就労を促すやり方もある」としている。

(川村さゆり)

前渡し定められており違法

生活保護制度に詳しい立命館大・桜井啓太准教授の話、生活保護費は通常1カ月分の前渡しで法律で定められており、桐生市のやり方が違法だという指摘はその通りだ。ハローワークに毎日行くという条件付けも、就労への効果は薄く、この生活指導は個人への嫌がらせといった側面が強い。個人の金銭を公務員が管

理するのも不適切で、日常生活自立支援事業や成年後見など、金銭の管理をしてくれる制度は民間にある。保護費を出すところと管理するところは分けるべきだ。保護費を受け取る側は渡す側の指示に従わざるを得ないのが実情で、この同意は強制に近い。自治体は自身の権力性も自覚すべきだ。



会見で話す生活保護受給者の男性(左) 桐生市役所

生活保護 1日1000円手渡し

桐生市 50代男性 全額支給せず



会場で「納得がいけない」と訴える男性(左)
桐生市役所で

桐生市が生活保護を受給する50代の男性に
対して1日1000円ずつ生活保護費を手渡し
し全額支給していなかったとして、群馬司法
書士会が21日、荒木恵司市長宛てに運用改善
を求める要請書を提出した。求職活動を支給
の条件とし、ハローワークに行ったか確認す
るため職員の印鑑が押してある書面の提示を
窓口で求めている。市は男性に渡していなか
った13万4180円を支払った。【大澤孝二】

同会が提出後に記者 千円程度しか支給して
会見した。要請書によ
いと、男性は7月26日
に生活保護を申請。8
月18日から支給が始ま
った。支給額は月額約
7万円と決まったが、
1日1000円を窓口
で手渡し、月に3万
円

0円では生活が厳し
い。分割の支払いも納
得がいけない。病気の
治療で通院もしている
ので、毎日ハローワー
クに通い詰めになるの
はストレスだった」と
話した。

仲道副会長は「交渉
の際、一括支給すると
すぐに使ってしまうの
で、生活指導の意味を
込めて求職活動を条件
に支給していたと市側
から説明された」と述
べ、「支給額が決めら
れた基準を下回ること
や、一定の条件を付す
ことは憲法と生活保護
法に反している」と指
摘。今後、訴訟を検討
するとう。

市の担当者は、男性
に支給額の全額を手
渡していなかったこと
を認め、「分割支給に
関して本人に口頭で説

明し、了解してもらえ
たと思っていたが、理
解を得られていなか
ったことが要請書に
より分かった。今後は
受給者との相談や決
定事項を書面化して理
解を求めるなど検討
していきたい」と話し
た。

花園大学の吉永純教
授(公的扶助論)は「生
活保護費は受給者の1
カ月単位の生活を保障
するもので、まれに分
割支給もあり得るが、
当月未までに満額を支
給するのが大原則。こ
のような対応をした市
の責任は重大だ。自立
した生活のための基礎
的な支援なので、求職
を条件にした支給など
はあり得ない。市の方
り方は生活保護法違反
の疑いがある」と指摘
している。

男性は「1日1000

生活保護「1日1000円」一方的に

桐生市満額支給せず 男性 訴訟検討

群馬県桐生市が50代男性に、生活保護費を1日1千円ずつ手渡して満額支給しなかった問題で、男性が21日、市内で記者会見し、「1日1千円では生活できない」とケースワーカーに言っても、一方的に分割された」と主張した。男性側は、国家賠償請求訴訟を検討していることを明らかにした。

(小松田健一)

市「本人も同意」

◆ 男性への生活保護費を巡る経過

7月 桐生市に生活保護を申請

8月 月額約7万1千円の支給が決定。原則、1日1千円ずつ窓口で手渡される

支給額	8月3万3千円(3万8千円)
(未支給額)	9月3万8千円(3万3千円)

10月 司法書士とともに市福祉事務所を訪ね、8～10月の未支給分を受け取る

男性は糖尿病を患い、生活に困窮して今年7月に生活保護を申請。8月に月額約7万1千円の支給が決定した。市は男性に、毎日の求職活動状況を書面で提出するよう求め、ハローワーク担当者の押印が書面にあるのを確認後、千円を手渡ししたという。

金曜日は週末分を含め3千円、光熱費や携帯電話料金は請求書を提示すれば別途支給されたが、支給額は合計で8月が3万3千円、

9月も3万8千円にとどまった。男性は司法書士と市福祉事務所を訪ね、未支給分を10月に受け取った。

男性は「仕事を毎日探しても、パートタイムしか見つからなかった。ケースワーカーには「フルタイムの仕事に就かなければ、生活保護を打ち切る」と言われた」とも明かした。会見に同席した男性の代理人の仲

道宗弘司法書士は「市の対応は生活保護の目的である利用者の自立を妨げる。弁護士と相談し、国賠訴訟も検討している」と述べた。

仲道氏は同日、群馬司法書士会として運用改善を市に申し入れた。市福祉課の小山貴之課長は取材に「受給者の事情に沿って対応している。本人の同意を得て分割し、決定額に満たなかった分を市が預かったという認識だ。申し入れは真摯に受け止める」と話した。

県健康福祉部は「日割りで支給は生活に支障をきたし、不適切と考える。市に状況を確認したい」としている。

人権侵害の疑い

吉永純・花園大教授(公的扶助論)の話 仮に合意を得ていたとしても満額を支給しなかったのは、男性の最低生活費を侵害するあつてはならない対応で、生活保護法違反の疑いが強く人権侵害だ。市は同法に基づき指導と主張するが、食つや食わずの状態での就労指導は問題だ。フルタイムの仕事に就かなければ支給を打ち切るというのも問題で、現在の雇用情勢だと50代では非常にハードルが高い。

「1日1000円支給 同意していない」

桐生・生活扶助費 問題で男性ら会見

桐生市の50代男性が生活扶助費を市から適切に受け取れなかったと訴えている問題で、男性らが21日、市役所で会見した。月約7万円の支給認定を受けていたが、ハローワークに行くことを条件に1日千円、月々の全額を受け取れなかったと説明し、男性は「こうした支給に同意していない」と述べた。

市は生活指導の一環で、男性から口答で同意を得て扶助費を管理していたとして「今後は同意について書面に残したい」としている。

男性側によると、8月か生活保護費を受給。市は1日千円を窓口で手渡す際、求職活動したことを示す書面の提示を求めた。10月12日に男性が司法書士と

市役所を訪れ是正を求める。未支給分の13万418

0円が全額支払われた。11月分の支給分は一括支給された。

今回の問題で群馬司法書士会が生活保護の運用改善を求める要請書を市に提出した。会見に同席した仲道宗弘副会長によると、市に生活指導の権限はあり、分割支給するケースもあるが、ハローワークに行かなければ支給しないと捉えられるような対応と最低限度以下の支給額は「違法と言え」と指摘。法的措置も検討しているとした。

市福祉課は「要請書が出たことについては、説明責任を果たしていなかったと真摯に受け止めた」とした。

事前審査に2陣営

邑楽町長選

任期満了に伴う邑楽町長選（11月28日告示、12月3日投票）の立候補届け出関係書類の事前審査が21日、町役場で行われた。元町企画課長で新人の橋本光規氏（50）＝赤堀＝と現職の金子正一氏（80）＝中野＝の2陣営が出席した。

【おとわり】連載「心の譜」は休みました。

生活扶助費支給 運用改善求める

桐生市に要請

群馬司法書士会（小和田大輔会長）は21日、桐生市が50歳代の男性に2か月余り生活扶助費を全額支給していなかったとして、同市に運用改善を求める要請書を提出した。

要請書によると、男性は7月に市福祉事務所に生活保護を申請し、支給額は月

約7万円と決定したが、市側は市役所窓口で1日1000円ずつ支給した。同会は要請書の中で、「1か月で3万円程度にしかならない」などと指摘。市は10月、同会の指摘を受け未支給分を男性に支払ったという。

同市福祉課は「分割支給と、1日あたりの支給額について、男性から同意を得ていた」と主張している。

これに対し、男性は同会が21日に開いた記者会見に同席し、「（市側との）同意について聞いていない」と主張した。

山本 茂

22、23年度分割支給10人

生活保護費 桐生市、口頭で約束

桐生市が市内の50代男性2人に生活保護費を分割して手渡しし、金額支給していなかった問題で、市は4日の市議会教育民生委員会で、2022、23年度に分割支給していた人数が男性2人を含む10人になることを明らかにした。

内訳は22年度3人、23年度7人で、4日現在で未支給額はないという。市は、近く県の担当者が調べに来ることも明らかにした。

委員からは生活保護費の運用について質問が相次いだ。市の担当者は分割支給について「1日10000円の支給は口頭の約束で、文書としては残していない。信頼関係が構築さ

給は口頭の約束で、文書としては残していない。信頼関係が構築されたという認識が強く、対応は不適切と

が、コミュニケーション不足として反省している」と述べた。今後については「本人の意向を確認した上で市としての対応を説明し、同意を求めるとしたが、受給予定者と文書によ

る約束を交わすかどうかについては「検討する」と答えることになった。【大澤孝二】